

香川県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第9号

香川県立文書館規則の一部を改正する規則

香川県立文書館規則（平成6年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第16条関係）			別表（第16条関係）		
1 附属設備及び器具の使用料			1 附属設備及び器具の使用料		
区 分	単 位	使用料の額	区 分	単 位	使用料の額
拡声装置（マイクロホン2本を含む。）	1式につき1回	<u>6,280円</u>	拡声装置（マイクロホン2本を含む。）	1式につき1回	<u>6,110円</u>
マイクロホン	1本につき1回	<u>620円</u>	マイクロホン	1本につき1回	<u>610円</u>
ワイヤレスマイクロホン	1本につき1回	<u>620円</u>	ワイヤレスマイクロホン	1本につき1回	<u>610円</u>
ビデオディスクプレーヤー	1式につき1回	<u>1,250円</u>	ビデオディスクプレーヤー	1式につき1回	<u>1,220円</u>
ビデオプロジェクター	1台につき1回	<u>3,760円</u>	ビデオプロジェクター	1台につき1回	<u>3,660円</u>
マルチスキャンプロジェクター	1台につき1回	<u>2,050円</u>	マルチスキャンプロジェクター	1台につき1回	<u>2,000円</u>
2 冷暖房使用料			2 冷暖房使用料		
区 分	単 位	使用料の額	区 分	単 位	使用料の額
視聴覚ホール	1時間当たり	<u>1,740円</u>	視聴覚ホール	1時間当たり	<u>1,700円</u>

第2号様式（第7条関係）

				番号
文 書 館 利 用 証				
氏名				

有効	年	月	日	から
期間	年	月	日	まで
香川県立文書館長				印

第2号様式（第7条関係）

				番号
文 書 館 利 用 証				
氏名				

住所				

有効	年	月	日	から
期間	年	月	日	まで
香川県立文書館長				印

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第2号様式による文書館利用証は、改正後の第2号様式による文書館利用証とみなす。